土木工事共通仕様書（案） 改定案（新旧対照表）

<table>
<tr><th colspan="8">現行（平成31年3月版）</th><th colspan="8">改定案（令和元年６月版）</th><th rowspan="2">改定内容</th></tr>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>条</th><th>項</th><th>項以下</th><th>編章節条（項目見出し）</th><th>現行</th><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>条</th><th>項</th><th>項以下</th><th>編章節条（項目見出し）</th><th>改定</th></tr>
<tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>23</td><td>3</td><td>1</td><td>3.標示板の設置</td><td>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>23</td><td>3</td><td>1</td><td>3.標示板の設置</td><td>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。
なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。
また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道･防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（ 令和元年5月28日付け 国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。

図1-1-2 標示板の例</td><td>標示板の記載事項に工事内容等を追記する。
標示板の記載にあたって、工事に関する情報をわかりやすく記載すること、標示板の例を参考とすること、記載内容については、工事内容に応じて、関連通達によることを追記する。</td></tr>
</table>